

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会設立までの経緯

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会設立までの経緯(1/2)

① 水防災意識社会再構築ビジョン

《河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等の設置》

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。
各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

平成27年12月10日(答申)

② 国・県協議会の設立

《協議会を設立》

河川管理者である国および県において「水防災意識社会を再構築」するための協議会を設立。

狩野川水防災協議会

第1回協議会 平成28年5月27日
幹事会 平成29年3月17日
第2回協議会 平成29年6月5日
取組方針 平成28年5月27日

平成28年5月27日設立

東部地域豪雨災害減災協議会

第1回協議会 平成29年2月1日
幹事会 平成29年5月、平成30年1月
第2回協議会 平成30年2月7日
取組方針 平成30年2月7日

平成29年2月1日設立

狩野川水防災協議会
平成28年5月27日(設立)

東部地域豪雨災害減災協議会
平成29年2月1日(設立)

③ 水防法の改正

《大規模氾濫減災協議会制度の創設》

地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、水防法改正(第十五条の九)により、大規模氾濫減災協議会制度を創設。

平成29年2月10日(閣議決定)
平成29年5月19日(公布)

④ 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

《改正水防法に基づく大規模氾濫減災協議会の設置》

平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」のとりまとめを行う。

平成29年1月(答申)
平成29年6月20日(とりまとめ)

⑤ 協議会の統合

《大規模氾濫減災協議会の設置》

想定最大規模降雨による災害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するため、国および県の協議会を統合した「大規模氾濫減災協議会」を設置し運用する。

狩野川水防災協議会

東部地域豪雨災害減災協議会

統合

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会

平成30年5月統合

平成30年5月

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会設立までの経緯(2/2)

		平成27年度		平成28年度				平成29年度				平成30年度			
		10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
①	水防災意識社会再構築ビジョン	答申 (H27. 12. 10) ①水防災意識社会再構築ビジョン													
②	狩野川水防災協議会	設立 (H28. 5. 27) ②狩野川水防災協議会 取組方針 (H28. 5. 27) 第1回協議会 (H28. 5. 27) 第2回協議会 (H29. 6. 5) 幹事会 (H29. 3. 17)													
	東部地域豪雨災害減災協議会	設立 (H29. 2. 1) ②東部地域豪雨災害減災協議会 第1回協議会 (H29. 2. 1) 幹事会 (H29. 5) 取組方針 (H30. 2. 7) 第2回協議会 (H30. 2. 7) 幹事会 (H30. 1)													
③	水防法の改正	閣議決定 (H29. 2. 10) 公布 (H29. 5. 19) ③水防法改正													
④	「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画	答申 (H29. 1) とりまとめ (H29. 6. 20) ④「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画													
		統合 (H30. 5) ⑤静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会													